

重要事項

(1) 施設の目的及び運営の方針

本園は児童福祉法に基づいて乳児及び幼児の福祉事業を行うことを目的とする。 開園 1956年4月

《保育目標・法人理念は別紙》

(2) 提供する保育の内容

生後57日～就学児前、延長保育、障がい児保育、アレルギー対応

体育指導、音楽リズム、世代間交流、地域交流

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

園長・・・1名 主任保育士・・・1名 副主任保育士・・・2名

保育士・・・21名 看護師・・・1名

管理栄養士・・・2名 栄養士・・・1名 調理師・・・1名

保育補助・・・3名 嘱託医・・・1名

(4) 保育の提供を行う日・時間、提供を行わない日・保育時間

開所時間 午前7:30～午後19:30

休日 日曜、祝祭日、12/29～1/3

(5) 保護者から受領する費用の種類、理由、額

延長保育料、個人もち帽子代他

(6) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

0歳—9名 1歳—15名 2歳—18名 3歳—名20

4歳—20名 5歳—20名 計104名

(7) 保育施設の利用開始・終了に関する事項、利用にあたっての留意事項

「登降園管理システム」導入

保育標準時間・保育短時間とも同様に該当する時間になりますと料金が発生します

(8) 緊急時等における対応方法

毎月避難・消火訓練、・足立区 A メール導入他

火災・地震避難

- 第1 避難場所 三星保育園 園庭
- 第2 避難場所 足立区立南宮城公園
- 第3 避難場所 東京都足立区立宮城小学校

水害避難

- 第一避難場所 三星保育園 3階会議室（地上8.6M）

(9) 非常災害対策

- ◆ 社会福祉法人三星保育園 危機管理マニュアル
- ◆ 3・11 地震シェイクアウト訓練
- ◆ 水防訓練
- ◆ 緊急通信訓練
- ◆ 不審者訓練
- ◆ 9月1日 引き渡し訓練
- ◆ 非常災害用備蓄3日分（離乳食、アレルギー食）

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

- ◇ 設置者及び職員は該当児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- ◇ 児童虐待の防止・早期発見のため研修を行っています。
- ◇ 保育園では心配のある子どもに気付いた際は連携機関に報告する義務があります。《下記に機関へ連絡します》
- ◇ 連携機関 足立区子ども支援センターげんき こども家庭支援課
東京都足立区児童相談所
児童相談所全国共通ダイヤル 189番

(11) その他保育施設の運営に関する重要事項

- ◇ その他の事項は、保育園のしおりに記載されております。

■■保護者から受領する費用

種類	額（税込み）	理由・備考
延長保育料	500円/回	上限あり
カラー帽子	1000円	衛生上個人持ち
紙パンツ	2508円/月	定額制サービス 「手ぶら登園」利用
体操着	上下4000円	3Lのみ4400円